

## 消費課税

# 仮想通貨の譲渡に係る消費税が 非課税扱いに

大和総研  
金融調査部  
研究員 小林 章子



### 駆け込み取得には 防止措置も

2017年度税制改正では、資金決済に関する法律（資金決済法）に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とすることが盛り込まれた。現行の消費税法上、現金・小切手などの支払手段や、商品券・プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡などが非課税とされているが、仮想通貨の譲渡はこれらのいずれにも該当しないため、消費税が課せられると考えられてきた。

課税とされていることから、仮想通貨についても消費税を非課税とすることとされた。今後、消費税法施行令などの改正により実現されるものと思われる。今回の改正は、17年7月1日以後に事業者が国内で行う仮想通貨の譲渡等および課税仕入れから適用され、同日以後の仮想通貨の譲渡は消費税が非課税となる。事業者が譲渡のために行った仮想通貨の取得は「非課税仕入れ」となり、原則として仕入税額控除を利用できなくなる。また、適用前の駆け込み取得での仕入税額控除の利用を防ぐため、適用前に一定の数量以上、仮想通貨を取得した場合は、仕入税額控除の利用が制限される。17年6月30日の時点で事業者が

国内で譲り受けた仮想通貨を税抜きで100万円以上保有していた場合、同年6月1日から30日までの間の平均保有数量（日ごと）と比較して増加しているときは、その増加した価額に相当する仮想通貨の課税仕入れに係る消費税について仕入税額控除制度の適用が受けられない。

### 資金決済法に規定する 仮想通貨が対象

今回の改正では、非課税の対象となる仮想通貨について「資金決済法に規定する仮想通貨」としている。資金決済法は、16年5月に仮想通貨交換業に対する規制を導入する改正が行われている（17年4月に施行予定）。同法は、仮想通貨の定義につい

て、①コンピュータシステム（電子情報処理組織）を使用して移転できる財産的価値で、②不特定の者との間で、物・サービス等の支払い・決済手段として使用できかつ購入・売却できるもの、またはそれらと相互に交換できるもの、と規定している。日本円、ユーロ、米ドルなどの法定通貨や、国債などの法定通貨建ての資産などは除外されている。

ビットコインなどは、この資金決済法上の仮想通貨に該当するものと思われるが、金融庁の事務ガイドライン案によれば、特定店舗で利用できるポイントなどは該当しない。ただし、同案では仮想通貨の該当性については情報通信技術の急速な進展等に鑑み、利用形態等に応じ個別具体的に判断するとしており、注意する必要がある。

こばやし あきこ

15年大和総研入社。弁護士（東京弁護士会所属）。国内外の法律・制度の調査、とくに税制や会社法、金融商品取引法、民法に関する調査に注力している。